

公益財団法人日本スポーツ協会 倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）の組織運営、国民スポーツの推進等に関わる全ての関係者が、スポーツの意義と価値に立ち返り、本会が果たすべき社会的使命と役割を自覚するとともに、「公益財団法人日本スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践することにより、本会の目的、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、本会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程の対象となる者は、評議員、役員、名誉会長等、委員会委員及び職員（以下「役職員等」という。）並びに本会諸制度に基づき登録等を行っている者であり、それぞれの定義は次のとおりとする。

- (1) 評議員とは定款第16条に規定する評議員をいう。
- (2) 役員とは定款第25条に規定する理事及び監事をいう。
- (3) 名誉会長等とは定款第32条に規定する名誉会長、名誉副会長、最高顧問、顧問及び参与をいう。
- (4) 委員会委員とは定款第39条に規定する日本スポーツ少年団並びに第41条に規定する委員会及び特別委員会の委員長及び委員等をいう。
- (5) 職員とは定款第44条に規定する事務局職員をいう。
- (6) 本会諸制度に基づき登録等を行っている者（以下「登録者等」という。）とは公認スポーツ指導者、スポーツ少年団登録者並びに本会主催事業の運営に関わる者及び参加者をいう。

(基本的責務)

第3条 本会の役職員等及び登録者等は、定款第3条に規定する「目的」を達成するため、関係法令、定款、関係規程等を厳格に遵守することはもとより、高邁な倫理観に留意し、社会規範に反することのないよう行動しなければならない。

2. 「公益財団法人日本スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践すること。

(遵守事項)

第4条 役職員等及び登録者等は、各種法令及び本会の定める規程を遵守し、暴力、暴言、各種ハラスメント、人種・思想・信条・性別・性的指向等に関する差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物乱用等の行為や、スポーツの健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為及び相互尊敬を基調とするスポーツのフェアプレイ精神

に反するような行為を行ってはならない。

2. 役職員等及び登録者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
3. 役職員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
4. 役職員等及び登録者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
5. 役職員等及び登録者等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
6. 役職員等及び登録者等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。

(違反による処分等)

第5条 役職員等及び登録者等が、第4条の遵守事項に違反する行為を行ったおそれがあるときは、担当理事は直ちに調査を開始し、その結果、当該役職員等及び登録者等に本規程に違反する行為があったと認められる場合は、以下の各号に定める方法により相当の処分をするものとする。

- (1) 評議員及び役員の解任については、倫理・コンプライアンス委員会の意見を聴取したうえ、定款第17条及び第30条に基づき取り扱うものとする。
- (2) 名誉会長等及び委員会委員の解任については、倫理・コンプライアンス委員会の意見を聴取したうえ、理事会の決議によるものとする。
- (3) 職員の処分は、本会服務規程に基づき取り扱うものとする。
ただし、事務局長及び重要な職員については、理事会の決議によるものとする。
- (4) 登録者等については、当該者に適用する規程等を所掌する委員会等の決議により相当の処分をするものとし、必要な事項は別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第7条 本会加盟団体が組織の管理運営に適正を欠いたとき、若しくは本会の加盟団体として不適当と認められるときの処分については、本会加盟団体規程に定める。

附則

1. この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。
3. この規程は、「役・職員倫理規程」（平成 16 年 4 月 1 日施行、平成 23 年 4 月 1 日改正施行）をもとに改正し、平成 26 年 3 月 12 日から施行する。
4. この規程は、平成 28 年 11 月 9 日から施行する。
5. この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
6. この規程は、令和 4 年 6 月 9 日から施行する。